専業農家に貸付け

…最高額は40万円…

吉原市農業委員会では自作農業経営者の安定と維持創設をはかるために専業農家、農業所得が年三十万円以上の農家などへ、長期でしかも低い利子の資金を貸付しますから、次の事項に該当する方は多数ご利用下さい。

一、貸付の対象者

イ　農業経営が中程度（一町歩）以上

ロ　農業所得が年三十万円以上

ハ　専業農家

二、資金の種類

イ　農地を買うための資金

ロ　相続により農地の細分化を防ぐための資金

ハ　病気や災害のために必要な資金

ニ　以上のイ、ロ、ハの理由による借金を整理するための資金

三、貸付最高金額

	金額	利子	償還期限
イ	四十万円	五分	三十年以内
ロ	三十万円	五分	三十年以内
ハ	三十万円	五分	三十年以内
ニ	三十万円	五分	三十年以内

※詳わしくは市農業委員会にお問合せ下さい。

漁船で賑わう田子の浦港

終戦前出生者　六カ月も該当

引揚者給付金法が改正

引揚者（遺族）給付金の受給資格のある人の請求権は、五月十六日で期間が切れることになっていましたが、こんどの改正で更に一年間延長され、引揚者給付金をもらえる資格も広げられました。

いままでの引揚者給付金をもらえる人は、終戦時（昭和二十年八月十五日）からさかのぼって六カ月以上前から外地で生活していた人にかぎられていましたが、こんどは終戦時の六カ月前から終戦時までの間に外地で生れた人にも支給されることになりました。また遺族給付金は終戦時に死亡した人や帰国後昭和三十二年四月以前に死亡した人に支給されるものですが、これについては死亡当時二十五才以上という年令制限がありましたのが、二十才以上に引きさげられましたので、該当される方は手続きされるよう社会課へおいで下さい。

保険の変更手続は早く

最近、健康保険からほかの社会保険に加入する方が数多く見受けられますが、ともすると変更手続を忘れたり、遅くれたりする方がありますので次の事項を留意して届出を早くお願いします。

1社会保険の受診証の交付を受けた時は、印鑑、国民健康保険受診証、社会保険受診証を持参して、市役所市民課または支所で手続をして下さい。

2自動車事故などはいわゆる第三者行為といって、いろいろと難しい問題が起きますのでそのつど「保険課」に相談をかけて下さい。

10日全市一斉

ゴキブリ退治

ハエ、蚊を上回る厄介なものにゴキブリ（油虫）があります。ゴキブリは人間の食べるものには何んでも口をつけ、大便やタンまでたべます。きたない足で食物や食器の上を走りまわり、小児マヒ、赤痢などの悪性病原菌をまきちらす害虫です。

衛生課では七月十日を「ゴキブリ退治の日」と定め、全市一斉に薬剤による撲滅を行なうことになりました。使用薬「ゲッツー」は九日までに嘱託員を通じて、みなさんに配布しますから、注意事項をよく読んで取扱って下さい。

（吉原市衛生課）

市民の声

一市民生から軍人恩給のことでお問い合せがありましたが、氏名生年月日、本籍地、軍籍が全くわからないために、本欄では回答出来かねますのでご了承下さい。（係から）

◉社会課では、昨年七月から旧軍人の加算恩給申立ての受付をしておりますが、該当すると思われる方でまだ申し出をしていない方は手続をすませて下さい。

すでに申立てされた方についてはつぎのようなはこびとなっています。

▼明治生れの方は

海軍を除き、全部県厚生課で点検済となり、恩求請求書を恩給局へ提出し裁定をまつばかりになっています。

▼大正五年以前生れの方は

現在県厚生課で逐次点検中です

▼大正六前以降生れの方は

来年まで点検がかかる見込みですからご承知下さい。

また本籍地が他府県にある方は、履歴書を本籍地に送り調査する関係上若干おくれています。なお海軍はいずれも復員局で点検中でありますので通知はおくれております。

※詳わしいことは社会課へお問合せ下さい。

腸パラの予防接種

夏の伝染病を防ぐために、衛生課では〝腸チフス・パラチフス〟の予防接種を行ないますから、該当者は必ず接種するようお願いします。

1　該当者

初回者（3回接種）　昭和33年4月1日より昭和34年3月31日までに生れたもの

追加者（1回接種）　昭和33年3月31日生れより60才までのもの

2　料金

初回者（3回分）＝30円

追加者（1回分）＝10円

3　日程

時間、毎回午後1時ー2時

会場名

東小学校・橋幼稚園

第1回　7月7日

第2回　7月16日

第3回　7月23日

吉永支所・原田支所

第1回　9月7日

第2回　7月17日

第3回　7月24日

元吉原幼稚園・元吉原中学校

第1回　7月11日

第2回　7月18日

第3回　7月25日

大淵第一小学校・神戸小学校

第1回　7月12日

第2回　7月19日

第3回　7月26日

今泉小学校・体育館

第1回　7月13日

第2回　7月20日

第3回　7月27日

曙幼稚園・伝染病舎

第1回　7月14日

第2回　7月21日

第3回　7月28日

ハエ・蚊を撲滅

一匹が十五億も増やす

春うまれた一匹のハエが、一年間でなんと約十五億六千万匹に増え、ところかまわず我がもの顔で飛びまわります。この大群を相手に一軒一軒の家でバラバラにハエ退治にかかっても、なかなかその効果は望めません。そこで隣組または町内ごとにみんなで力を合わせ一せいに行なうことが肝心です。

まず自分たちの住んでいる地域の見取り図を作り、カやハエの発生しそうな所を調べてから作業に入ると能率よく効果があがるでしょう。

特に次の点にご注意下さい。

蚊のばあい

1　空カン、空ビン、茶ワンのかけらを整理して水がたまらないようにする

2　水そうはふたで密べいするか魚を飼う。時によっては薬剤を投入する。

3　ドブはよく掃除して水の流れをよくする。

4　竹ヤブの切株は根本まで割っておく。また垣根の竹筒など水のたまる所に砂を入れておく。

ハエのばあい

1　便所の汲取口は二重にする。便器にもふたをし、窓には金あみ、サランなどをはる。

2　肥料だめはコンクリート造りがのぞましく、ハエの入らないようにする。

3　ごみ箱は内と外にコールタールをぬり、ふたははめ込み式かぶせふたにする。レンガを下に置き底を地面からはなすとよい

④　畜舎には天井をはり壁や天井には残効性の長い薬剤を噴霧しておく。尻は別に取るようにして、敷ワラは週一度とりかえるようにする。

5堆肥はむきだしにせず、まわりや表面をむしろなどでおおい密閉式にする。

なお薬剤、器具、作業方法などで相談がありましたら衛生課へ連絡下さい。

お願い

広報よしわらには毎月シーズンにちなんだ写真を掲載しております。みなさんの中に紹介したい写真をおもちの方は文書課広報係へお寄せください。

天ぷら火災にご注意

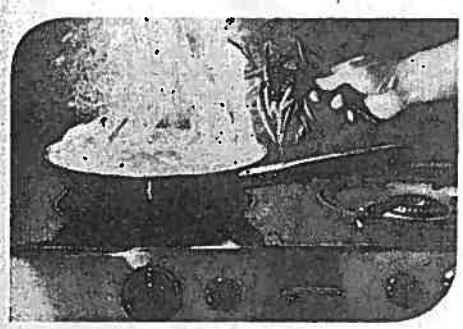

日常家庭で天ぷら油はよく使われるものですが、この天ぷら油から思わぬ火災を生じることがあります。

天ぷら油はどろどろしていて、直接炎を押しつけても引火せず、油を火の上にかけると小さい火は消えてしまいます。これくらい火付けが悪いのですから鍋に入れて火にかけても、中に揚げしろが入っている時は、これだけを熱しているとやがて温度が高まり煙りを出すようになります。こうなると危険です。このような時に下の火を引いて、ぱっと鍋一面が火になるのです。こんな場合、だれでもあわててその鍋を火から外そうとしてひっくりかえしたりして、かえって広げてしまうことがしばしばあります。動かすことは絶対禁物です。ではどうしたらよいでしょう。

ナベを動かすのは禁物

野菜は消火の役目

1菜葉、雑草を投げ入れる。

2雑布、前かけ、ぼろきれ、フキンその他、布であればなんでもよく、これを水につけ、軽くしぼって火の中に投げ入れる（この時はちよっと炎が大きくなる）やがて水分のじょう発で熱が奪われ温度が下り消えます。

3消火ガスを使用する。家庭用消火器などの備えがある時は簡単に消すことが出来ますがそのままではまた火を引くおそれがあります。それは油の温度が摂氏二五〇度前後の高温になっているからです。そこで合わせて青物、ぬれ雑布などを投げ入れ、温度を下げるようにして下さい。

（吉原市消防署）

告知板

◉最近自動車の仮ナンバー使用が目立ってふえてきていますが使用の際は特に次の三事項を守るようお願いします。

○申請の際は必ず自動車損害賠償責任保険証明書と実印を持参してください。

○使用期限の過ぎたナンバー・許可証はただちに返納してください。

○臨時運行許可期限票は必ず前面ガラスに貼り明示してください

（吉原市民課）

農地相談開設

農地の売買やその他農地に関連した問題で「お困りの方」「お知りの方」のために次のとおり農地相談を開設することになりましたのでご利用下さい。

日時　七月二十七日（金）午前十時ー午後四時

場所　吉原市民会館

実施機関　県農地開拓課土地改良事務所

注意事項　問題の経緯が判る書面などがあれば持参して下さい。

店舗診断

市商工課では商店界の「店舗設計部長井関正先生」を迎え、過去七回にわたり三十九店舗の診断を実施して好評を得ております。

今後も店舗診断はもとより店舗の改造、設計などの相談に応じますので希望者は商工課にお申込み下さい。診断日時などについては申込件数に応じて依頼しますので追ってご連絡いたします。

係から

この欄はみなさんの声を発表する欄ですご意見、ご希望をどしどしお寄せ下さい。投書のばあいは住所、氏名をはっきり書いてください。

農産課・農業委員会一時移転のお知らせ

農産・農委の庁舎を改築するために、一時次の場所へ移転、関係事務を取り扱いますことをお知らせします。

移転期日　7月14日

移転場所

農産課は　吉原市和田町2（電　1616）
和田町公民館（吉原保健所西側）
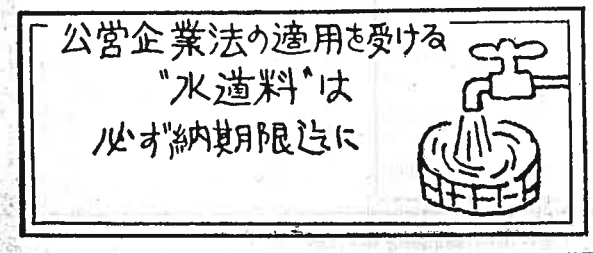
農業委員会は　吉原市南町
吉原市体育館事務所（電　2299）